

件名	愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	地方自治法第138条の4第3項
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会の設置  知事をトップとする行政改革・地方分権推進体制構築の1つとして、県の行政改革や地方分権に対する推進姿勢を庁内外に明確に示すとともに、諮問機関としての位置づけを明確にするため、当該委員会を地方自治法第138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関として設置するもの。  名称：愛媛県行政改革・地方分権推進委員会  任務：行政改革及び地方分権の推進に関する調査審議及び意見の答申に関する事務  構成員：学識経験者、市町代表者、公募等（10名）</p> <p>2 附属機関の廃止  次の3つの附属機関については、所期の目的を達成したなどの理由により廃止する。  県立病院運営審議会  愛媛県水産振興協議会  愛媛県教職員健康審査委員会</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	